



重度障がい者(児)等のみなさま

通院治療のための 渡航費助成制度

対象者	✳️対象者(児)となるのは、宮古島市に住民票があり、宮古島市以外の医療機関で障がいに起因する通院治療の必要があると主治医から認められた下記①～⑤に該当する方です。 ①重度障害者(児)…………… ・身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方 ・療育手帳A1またはA2をお持ちの方 ・精神保健福祉手帳1級をお持ちの方 ②育成医療の対象児……… ・育成医療の受給者証をお持ちの方 ③障害者総合支援法の対象疾病の診断がある18歳未満の方 ④身体障害児…………… ・身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の方 ⑤宮古島市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業対象者 ※指定難病の受給者証、もしくは小児慢性特定疾患受給者証をお持ちの方は、「難病等に係る渡航費等の一部助成制度(健康増進課)」をご利用ください。
助成内容	✳️下記①～③を、<u>年度内8回分</u>まで助成します。また、①航空運賃、②宿泊費については、医師に認められた場合のみ付添人分を加えて助成します。 ①渡航運賃(1回往復上限額13,000円(片道6,500円)) ②宿泊費(1回につき1泊あたり上限額8,000円、必要に応じて3泊) ③1回につき航空機内でのストレッチャー及び酸素ボンベの使用料全額
必要書類	✳️申請する際には、下記①～⑧の書類が必要になります。 ①申請書(様式第1号) ②宮古島市以外での治療等通院の必要性に係る意見書(年度ごとに1枚必要・指定書式あり) ③搭乗証明書及び領収書 ④障害者手帳等の写し ⑤振込先口座の写し ⑥宿泊施設の領収書 ※1人あたり泊ごとの金額明細が記載された領収書をご提出ください ⑦受診した医療機関の領収書 ⑧ストレッチャー及び酸素ボンベの領収書
留意事項	✳️申請の有効期間は、受信日から原則6ヶ月です。 ✳️付添人への助成は、1人分までです。(対象者が18歳未満で必要性が認められれば2名まで) ✳️島内に主治医がいる方は、島外へのご出発前に「意見書」を主治医に記入してもらう必要があります。

